

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

陸前高田市長 様

住所

氏名

関係書類を添えて、次のとおり自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
		個人番号				
	住所	電話番号				
教育訓練施設の名 称						
教育訓練講座の名 称						
教育訓練の期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)				
教育訓練経費 (予 定)		入学料 円、受講料 円 合計額 円				
公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無		受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が (ある ・ ない)				
過去の受給の有無		過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが (ある ・ ない)				
児童扶養手当・医療費給付の受給状況		児童扶養手当を (受給している ・ 受給していない) ひとり親家庭等医療費給付を (受けている ・ 受けていない)				
現在の就労状況		☐ 常勤 ☐ 非常勤・パート ☐ 自営業 ☐ 求職中 ☐ 無職 ☐ その他 ()				
事務にあたり、私に関する情報を公簿等により確認することを承諾します。 年 月 日 申請者氏名						

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設により証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請を行う必要があります。

【添付書類】

- 1 令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けた者
 - (1) 母又は父及び児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 申請者の児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある場合にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
 - (3) 申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、寡婦(夫)控除のみなし適用申請書(様式第3号)、申請者の子の戸籍謄本及び申請者と生計を一にする子の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあつては前々年の額)の所得証明書
- 2 令和6年8月30日以後に教育訓練講座の指定を受けた者
 - (1) 母又は父及び児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (3) 支給申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者の場合は、前項(3)に同じ書類を添付する